

令和7年度

一般廃棄物処理実施計画

浦添市

目 次

I 総則	1
II 一般廃棄物の排出状況	2
III 一般廃棄物の処理主体	3
IV ごみ処理実施計画	4
1 ごみの排出抑制・再資源化計画	4～6
2 収集運搬計画	7～9
3 中間処理計画	10
4 最終処分計画	11
5 廃棄物処理フロー図	11
V し尿・浄化槽汚泥処理実施計画	12
VI 細目について	12

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

I. 総則

1 趣旨

この一般廃棄物処理計画は、令和3年3月に策定した第4次浦添市一般廃棄物処理基本計画の推進及び実施のために、令和7年度ごみの減量・資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 計画区域

浦添市全域（米軍基地を除く）

3 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

II. 一般廃棄物の排出見込み

1 一般廃棄物(ごみ)の発生量の見込み

一般廃棄物の種類	主な品目	年間排出量(t／年)		
		家庭系	事業系	合計
燃えるごみ	生ごみ、プラスチック類、発砲スチロール、紙くず、布類など	17,529	12,253	29,782
燃えないごみ	金属類、ガラス・びん類、陶器類、ビデオデッキ、ラジカセなど	620	110	730
有害・危険ごみ	蛍光灯・水銀体温計・乾電池・スプレー缶など	95		95
粗大ごみ	家具類、電子レンジ、ガスコンロ、寝具類、木材など	846	4	850
資源ごみ	びん類	飲料用のびん、薬びん、調味料のびんなど	1,474	1,868
	缶類			
	ペットボトル	 マークの入った ペットボトル		
	紙類	新聞・チラシ類、本・雑誌類、ダンボール、紙パックなど	656	656
	草木類	木の枝・幹、枯葉・雑草落ち葉など	1,554	1,554
家電4品目		家電小売店等に引取り義務がないもの(※1)		
合 計		22,774	12,761	35,535

※1 廃家電4品目【テレビ(ブラウン管テレビ、液晶テレビ・プラズマテレビ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン】は収集できない。ただし、小売業者に引取り義務がない廃家電4品目については、市の許可業者に引取りを申し込まれた物に限って収集を行う。

※2 有害・危険ごみは、もともとは燃えないごみに含まれる。平成30年10月より収集開始。

2 一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の発生量の見込み

一般廃棄物の種類	年間排出量(kℓ)	合計(kℓ)
し尿	438	1,387
浄化槽汚泥	949	

III. 一般廃棄物の処理主体

1 一般家庭から排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	市(委託)	市(直営)	焼却	市(直営)	資源化
燃えないごみ			破碎鉄類回収残渣焼却		
粗大ごみ			資源化・無害化	—	—
有害・危険ごみ		—	資源化	—	—
資源ごみ			—	—	—
家電4品目	許可業者	指定法人	資源化等	—	—
し尿	許可業者	市(直営)	希釀・処理後、施設内利用又は下水道投入	—	—
浄化槽汚泥				—	

注)①資源ごみは紙、缶、びん、ペットボトル、草木を対象とする。

- ②家電4品目【テレビ(ブラウン管テレビ、液晶テレビ・プラズマテレビ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン】は収集できない。ただし、家電小売店に引取り義務がなく、市の廃家電収集運搬許可業者に引取りを申し込まれた物に限っては収集を行う。
- ③施設での処理困難物は、処理専門業者での処理誘導。

2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	排出者等許可業者	市(直営)	焼却	市(直営)	資源化
燃えないごみ			破碎鉄類回収残渣焼却		
粗大ごみ		—	資源化	—	—
資源ごみ			—	排出者等	—
特別管理一般廃棄物	排出者等	排出者等	—	排出者等	—
し尿	許可業者	市(直営)	希釀・処理後、施設内利用又は下水道投入	—	—
浄化槽汚泥				—	

注)①事業活動に伴って排出されるごみは、事業所自らの責任において適正に処理することを原則とする。

- ②事業所自ら処理できない場合には、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託し、市の施設で処理を行うものとする。

- ③特別管理一般廃棄物については、事業所自らの責任で適正に処理しなければならない。ただし、産汚物等については許可業者に委託することができる。

IV. ごみ処理実施計画

1 ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制計画

a 家庭系一般廃棄物

事業名	概要
出版物等を利用した啓発	ごみ処理の実態、処理コスト、減量化・資源化の必要性や具体的な取組み方法などを周知するため、わかりやすい記事を作成し、広報誌等で広く公表する。また、ごみの分別方法や出し方等を市民や転入者へポスターを配布するなどして周知をする。
生ごみ処理機器の普及促進及びダンボールコンポストの周知	各家庭における生ごみの減量・再資源化を促進するため、生ごみ処理容器(段ボールコンポスト)や生ごみ処理機の設置・購入者に対し、費用の一部を助成する。また、ダンボールコンポストの使用方法について、リサイクルプラザでの講座などにおいて周知を図り、生ごみの減量・再資源化を図る。
出前講座等の活用	ごみ処理の現状を認識してもらい、ごみの減量や資源化に向けた意識の向上を図るために、リサイクルプラザを活用し、自治会、学校、てだこ学園大学などにおいて出前講座を行う。
4Rの推進	買物の際に買物かご、買物袋等を持参するなどマイバック運動へ参加するよう呼びかける。また、再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制などについて出版物等を利用し広く呼びかける。あわせて、分別の指導を徹底し、リサイクルの必要性についても呼びかける等、4Rの推進を図る。 4Rの概要 ①Refuse（リユース：発生抑制） ②Reduce（リデュース：排出抑制） ③Reuse（リユース：再使用） ④Recycle（リサイクル：再生利用）
分別排出の徹底	分別排出等のルールを徹底するため、排出抑制・分別排出に関する指導を強化する。また、新規転入者には、役所の窓口や不動産管理会社、自治会等の協力のもとで分別排出について周知徹底を図る。
浦添市リサイクルプラザの活用促進	ごみの4Rに関する情報発信、家庭からの家具の引取り・展示販売、修理した自転車の展示販売、家庭で不用となった衣類や食器類等の引取り・無料提供などを行う。またごみ減量推進強化週間等を開催し、市民のごみ減量・リサイクルに対する関心を高める。
中間処理施設の視察・見学	ごみ処理の実態を身近に体験することを通じて、ごみの減量や分別の必要性について啓発するため、浦添市クリーンセンター及び浦添市リサイクルプラザの見学、教育啓発活動に積極的に取り組む。
多量排出者への抑制啓発	多量にごみを排出する者に対し、減量・資源化の必要性を周知する。また引越し等、一時的に多量にごみを排出する場合に関しても、排出が抑制されるよう、広報等で4Rの周知を図る。多量にごみを排出する際には分別を徹底し、一度の収集日に全て出すのではなく、回数を分けて出すなど、収集作業に支障を生じないよう協力を求める。

b 事業系一般廃棄物

事 業 名	概 要
一般廃棄物排出事業者等排出量の把握	事業系ごみの排出抑制対策を講ずるため、事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量の把握や先進事例の調査・研究を行う。
自己処理責任自覚の促進	事業系ごみについては、事業者の自己処理に基づき処理することが原則であることを周知し、減量や資源化に取り組むよう啓発する。
ごみの減量・資源化の啓発及び指導	排出事業者に対しては、再生利用及び減量化並びに適正な処理に取り組むように啓発、指導を行う。また、適正包装等の推進や長期間使用可能な製品の開発に努めるよう協力を求める。
多量排出業者への指導	事業系一般廃棄物多量排出事業者等に対し、減量化計画の策定指導を徹底するなどの排出抑制対策を講ずる。
自主回収ルート構築の促進	使い捨て容器から繰り返し利用できる容器への転換を図ると共に、資源として再生可能なものについては、自主回収・リサイクルシステムの構築を図るよう啓発する。

c その他

事 業 名	概 要
不法投棄・不適正処理対策	廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止を図り、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的として、市内全域をパトロールする。
野外焼却防止対策	野外焼却の防止を図り、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的として、関係機関に協力を要請しながらパトロールを強化し、野外焼却を行っている方に対する指導注意、また広報等を利用するなどして啓発に努める。
ポイ捨ての防止等による美化推進	空缶、吸い殻等のポイ捨てを防止することにより、環境美化の促進を図り、もって快適で潤いのある生活環境の確保に寄与することを目的に指導・啓発を行う。
浦添市廃棄物減量等推進審議会の開催	一般廃棄物の減量及び処理に関する施策などを審議するため浦添市廃棄物減量等推進審議会を開催し、幅広い視点からの意見を求める。
ホームページ等の充実	ごみに関する施策や情報を幅広く提供するため、ホームページや広報誌等の充実を図る。
ごみ処理有料化の継続	本市で行っているごみ処理の有料化を継続するとともに、排出抑制や減量をうながすために、今後の料金体系について検討する。
資源物の抜き取り対策	市民からの通報をもとに隨時対応する体制を継続する一方で、状況改善に向けて、啓発等の対策を図る。
ごみ質組成分析の実施及び活用	市民の分別徹底の状況把握や、ごみ減量・リサイクルの新たな施策等の基礎資料等とするためごみ質組成分析を行う。また、分析結果を活用し、わかりやすい資料にすることで分別や排出抑制の徹底を図る。

(2) 再資源化計画

a 中間処理施設での処理

種類	資源化量 (単位:t)		資源化の方法
紙類	656		ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パックをそれぞれ紐で束ねて分別収集。収集後、直接リサイクル業者へ搬入し、資源化を委託(売却等)。
容器類	缶類	315	缶、びん、ペットボトルをかごに入れて一括収集。収集後、浦添市リサイクルプラザにて機械選別及び手選別。資源化できない不適物を取り除き、缶、ペットボトルは圧縮梱包する。圧縮後、缶類は売却。ペットボトルはリサイクル業者へ資源化処理を委託。びんはカレットにしリサイクル業者へ処理委託(生びんは売却)。
	びん	623	
	ペットボトル	601	
蛍光灯・水銀体温計等	95		リサイクル業者へ資源化処理を委託。
草木類	1,349		細かい草等は袋で収集し、枝等は紐で束ねて収集。収集後は浦添市クリーンセンター内ヤードにて手選別での破袋及び不適物除去。その後、乾燥させてリサイクル業者へ資源化処理を委託。
鉄類回収(金属類)	497		浦添市クリーンセンター内にある粗大ごみ処理施設の破碎機にて、燃えないごみ及び粗大ごみを破碎。破碎後に鉄類を回収。回収後は、リサイクル業者へ資源化処理を委託。
焼却灰及び焼却飛灰	焼却灰	2,441	焼却した際に出る焼却灰は、県内の処理業者へ委託し資源化する。また、焼却した際に出る焼却飛灰については、県外の処理業者へ委託し資源化する。焼却灰及び焼却飛灰の資源化処理を変更したため、溶融施設は休止する。
	焼却飛灰	364	
合 計	6,941		

b 新しい資源分別の検討

浦添市で燃えるごみとして収集している生ごみやプラスチックは、現在リサイクル方法が確立されている。さらなる減量化、循環型社会の構築を進めていくために、近隣市町村・先進自治体の取組み状況や、浦添市で行う場合の費用対効果等を総合的に勘案し、新たな資源化の方策を検討する。

c 再資源化施設等の概要

項目	容器類	草木類	灰溶融施設(R3より使用休止)
施設の名称	浦添市リサイクルプラザ	浦添市クリーンセンター内ヤード	浦添市クリーンセンター
施設の所在地	浦添市伊奈武瀬一丁目8番2号	浦添市伊奈武瀬一丁目8番1号	浦添市伊奈武瀬一丁目8番1号
処理方法	容器の選別	破袋作業・不適物除去	焼却灰を溶融スラグ化
選別方式	機械選別+手選別	手選別	—
公称能力	20t／5h	—	16. 3t／日

d 焼却灰の処理方法等

施設の名称	(株)琉球セメント
処理量	2,441 t
処理方法	セメント原料化

e 焼却飛灰の処理方法等

施設の名称	三池製錬株式会社
処理量	364 t
処理方法	山元還元

2 収集運搬計画

(1)家庭系廃棄物の分別

排出者(市民)は、浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条に規定する排出抑制、再生利用、分別等の責務を遵守し、減量や資源化に努めるものとする。

市が行う家庭系廃棄物の定期収集の際は下記の表に示す分別方法を遵守し、定められた収集日の朝8時までに門口に排出する。

(2)家庭系廃棄物の収集運搬

市が行う家庭系廃棄物の収集運搬は下記の通りとする。なお(5)に示す排出禁止物については収集運搬を行わないものとする。

収集運搬については、委託業者が行う。ただし、廃家電4品目については許可業者2社が行う。

廃棄物の種類	搬入量(t)	収集回数	収集方法	搬入先
燃えるごみ	17,529	週2回	指定袋による各戸収集	浦添市クリーンセンター内 焼却施設
燃えないごみ	620	月2回		浦添市クリーンセンター内 粗大ごみ処理施設
有害・危険ごみ	95	月2回	透明袋による各戸収集	契約したリサイクル業者
粗大ごみ	846	週1回	粗大ごみ処理券貼付申込制・各戸収集	浦添市クリーンセンター内 粗大ごみ処理施設
資源ごみ	紙類	656	各戸収集(種類ごとに束ねる) 各戸収集(かごによる一括収集) 各戸収集(透明袋もしくは束ねる)	契約したリサイクル業者
	容器類	1,474		浦添市リサイクルプラザ
	草木類	1,554		浦添市クリーンセンター内ヤード
家電4品目	0	随時	廃家電処理券貼付の上で 申込み、各戸収集許可業者による各戸収集	指定法人

注) 燃えるごみ9台、燃えないごみ1台、資源ごみ8台【容器類4台、紙・草木類4台(紙・草木類3台

・草木1台】、粗大ごみ1台、有害・危険ごみ(粗大ごみ)1台、合計20台による委託収集を行う。

(3)事業系廃棄物の分別

浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条に規定するとおり、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。ただし、処理が困難な場合は、市の許可する業者に委託することができる。また、第9条に規定する廃棄物の減量や資源化に努めるものとする。分別の方法は家庭系廃棄物に準ずる。ただし、家庭系ごみで資源ごみとして分別されている草・木は対象外とする。

(4)事業系廃棄物の収集運搬

市が行う事業系廃棄物の収集運搬は下記の通りとする。なお(5)に示す排出禁止物については収集運搬を行わないものとする。

収集運搬については、市の許可を受けた6許可業者による収集区域割当により行う。

廃棄物の種類	搬入量(t)	収集回数	収集方法	搬入先
燃えるごみ	12,253	契約内容に より異なる	契約内容により異なる	浦添市クリーンセンター内 焼却施設
燃えないごみ	110			浦添市クリーンセンター内 粗大ごみ処理施設
粗大ごみ	4			浦添市リサイクルプラザ
資源ごみ	394			

注) 特別管理一般廃棄物(産汚物)に限定し、限定許可業者が収集運搬を行う。

事業系一般廃棄物(食品残渣等)に限定し、市が定めた場所に限り、限定許可業者が収集運搬を行う。

(5) 排出禁止物について

【 a 家電リサイクル法に定められた4品目 】

特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)の趣旨に基づき、特定家庭用機器一般廃棄物であるテレビ(ブラウン管テレビ、液晶テレビ・プラズマテレビ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン等については、製造者のもとで適正に再商品化されるよう市民に対し十分な広報・周知活動を行った上で、市による収集及び処分は行わないものとする。ただし、小売業者等に引取義務がないものに限っては収集の対象とする。

【 b 資源有効利用促進法で指定する再資源化製品 】

資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する再資源化商品が一般廃棄物となった物で、指定再資源化事業者による自主的な回収及び再資源化の制度が確立されている下記のものについては、市民に対し十分な広報・周知活動を行った上で、市による収集を行わないものとする。

● 廃パソコンコンピューター

当該パソコンのメーカーがある場合は直接メーカーに引取りを依頼する。自主作成のパソコンやメーカーがないパソコンに関しては、一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を依頼する。

● 小型二次電池

小型二次電池リサイクルBOXを設置しているリサイクル協力店に持ち込む。

【 c 廃棄物処理法で広域認定を受けた一般廃棄物 】

省令の規定に基づき環境大臣が定めた一般廃棄物であって、法の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者による当該廃棄物を処理する制度が確立されていると認められる下記のものについては、市民に対し十分な広報・周知活動を行った上で、市による収集処分は行わないものとする。

● 廃二輪自動車(原動機付き自転車を含む)

国内二輪メーカー及び輸入業者の自主的取組である二輪リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店又は指定店窓口に持ち込む

● 廃消火器

廃消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱店に持ち込む

● 廃FRP船

廃FRP船リサイクルシステムに基づく登録販売店にリサイクルを申込み、指定取引場所へ搬入する。

【 d 適正処理困難物や危険物 】

浦添市の処理施設にて適正に処理できない下記の困難物・危険物に関しては、排出者が適正に処理するか、専門業者に相談するか又は購入した店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理する。

【 処理困難物 】

- ピアノ
- LPガスボンベ
- タイヤ
- バッテリー
- 水タンク
- ボウリングの球
- 耐火金庫
- 大型軟水機
- その他(施設での処理が困難なもの)

【 危険物 】

- 農薬
- 劇薬
- 薬品
- ガスボンベ
- ガソリン
- シンナー
- その他(収集・運搬及び処分の際に危険性のある廃棄物)

【 e 産業廃棄物・特別管理一般廃棄物 】

産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物については浦添市の処理施設で処理することができない。排出者が適正に処理するか、専門業者に相談するか又は購入した店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理する。

(6) 収集運搬困難物について

【 a 事業系多量廃棄物 】

浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条に規定するとおり、1日平均10キログラムを超える、又は一時に100キログラムを超えるものを多量廃棄物とする。前述した量の廃棄物が出る事業者には、減量に関する計画の作成等の必要な事項を指示する。

【 b その他収集運搬が困難な廃棄物 】

収集車の積載能力や道路交通法など法定で定められた規定等を超えてしまう長さのもの、または収集運搬を行うことが困難な重いものなど、収集運搬に支障を生じるような廃棄物が出た場合には、市による収集処分を行わないものとする。排出者の責任で適正に処理するか、専門業者に依頼する等の方法により適正に処理する。

(7) 在宅医療廃棄物について

在宅医療廃棄物については市町村が処理責任を負うこととなっているため、処理の基本的な方向性について検討する。その際、医師会や薬剤師会等、関係団体との連携が必要になってくることから、在宅医療廃棄物の処理について協力体制を構築していく。

(8) 事業者が行うリフォーム等に伴って排出される廃棄物について

事業者が行うリフォーム等により発生した下記の廃棄物は、家庭系一般廃棄物ではないため、家庭系ごみとしては収集できない（家庭の門口から出された場合も含む）。受注者の事業活動に伴って排出されたごみであるため、事業者が自己の責任により適正に処理しなければならない。自己の責任で適正に処理することが困難で、事業系一般廃棄物と認められるものに関しては許可業者にその処理を依頼することができる。

- 畳
- 便器
- 流し台
- 洗面台
- 材木類
- 建具
- その他事業活動に伴って排出されるごみ

(9) 直接搬入について

直接搬入は、特別な事情がない限り、原則として行わない。

3 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

a 焼却施設・粗大ごみ処理施設・溶融施設

施設の名称	浦添市クリーンセンター		
施設の所在地	浦添市伊奈武瀬1-8-1		
処理内容	焼却	破碎	灰溶融
形式	全連続燃焼式ストーカー炉	回転衝撃式破碎機	回転式表面溶融炉
公称能力	150t／日	25t／5h	16.3t／日

b 容器類選別施設

施設の名称	浦添市リサイクルプラザ
施設の所在地	浦添市伊奈武瀬1-8-2
処理内容	選別資源化
形式	機械選別+手選別
公称能力	20t／5h

c 草木類選別施設

施設の名称	浦添市クリーンセンター内ヤード
施設の所在地	浦添市伊奈武瀬1-8-1
処理内容	破袋及び不適物除去
形式	手選別
公称能力	—

※公称能力とは、施設の1日又は単位時間あたりの処理能力。

(2) 中間処理計画

上記の施設の計画的な保守点検・補修(基幹改良等)を継続し、引き続き施設の効率的な運用を図っていくこととし、資源の有効利用のため、引き続き中間処理施設での積極的な資源回収等を図っていくこととする。また、大規模な災害や事故の発生等により、本市のごみ処理能力に不足等が生じた場合に備えて、県内の近隣ごみ処理施設との相互支援や民間事業者との連携強化など広域的な協力体制の構築を図る。

(3) 市長が指定する処理業者等について

資源ごみとして排出された紙類や中間処理で選別された資源物については、市長が指定した処理業者に資源化等を委託する。

(4) 搬入される廃棄物の量(搬入者別)

区分	廃棄物の種類	搬入量(t)	処理方法
市(委託)	燃えるごみ	17,529	焼却
	燃えないごみ	620	破碎後、鉄類回収。残渣物は焼却
	有害・危険ごみ	95	蛍光灯は、リサイクル業者へ
	粗大ごみ	846	破碎後、鉄類回収。残渣物は焼却
	資源ごみ	3,684	機械及び手選別により資源化。 可燃性不適物等については焼却。 不燃性不適物は粗大ごみ処理施設へ。
許可業者	燃えるごみ	12,253	焼却
	燃えないごみ	110	破碎後、鉄類回収。残渣物は焼却
	粗大ごみ	4	
	資源ごみ	394	機械及び手選別により資源化。 可燃性不適物等については焼却。 不燃性不適物は粗大ごみ処理施設へ。
合 計		35,535	

4 最終処分計画

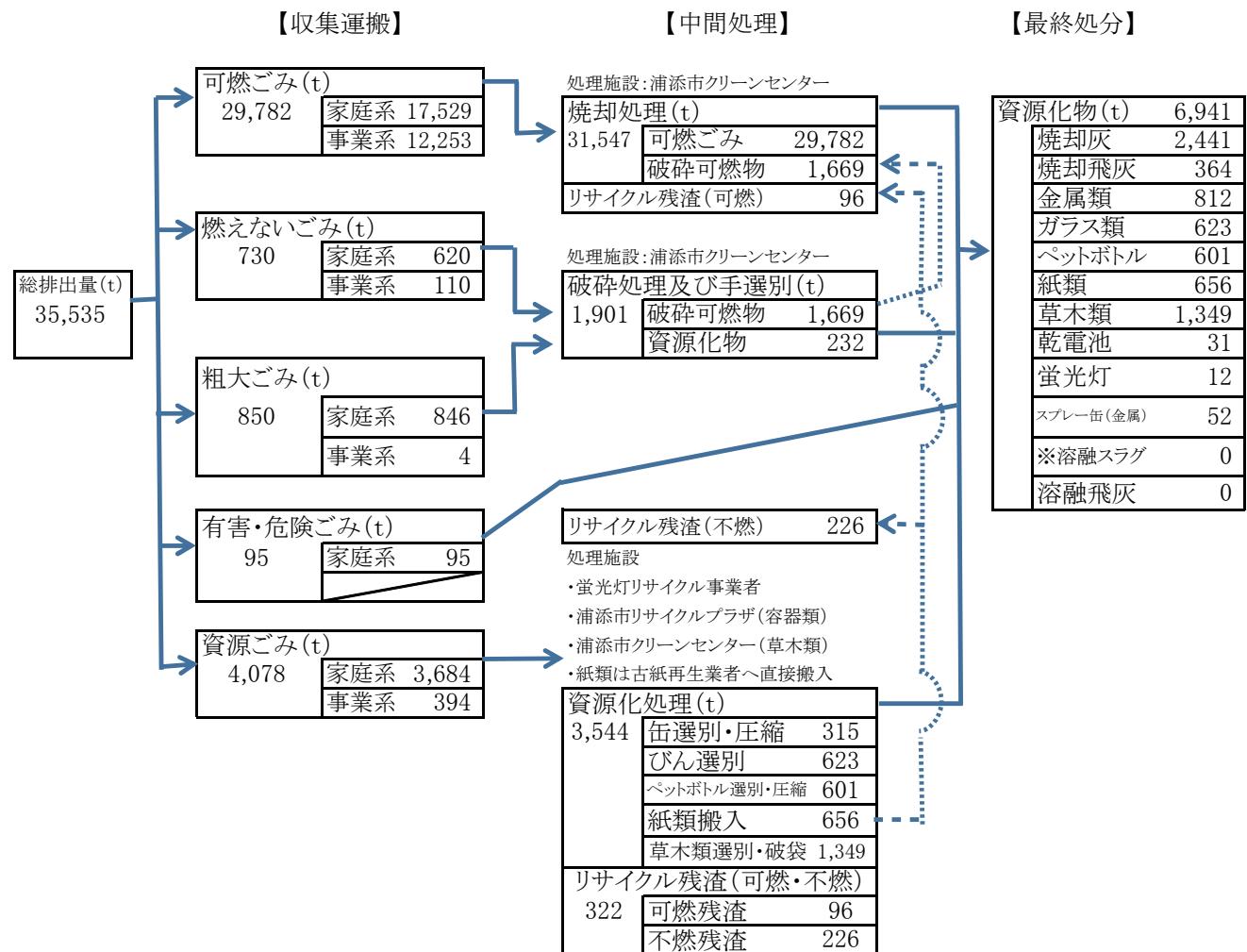
(1) 最終処分に関する基本方針

今後、焼却に伴って生じた焼却灰及び焼却飛灰はリサイクルを推進し、埋立処分は行わない。

(2) 最終処分の方法及び量

本市では、焼却処理に伴って生じた焼却灰はセメント原料化、また焼却飛灰は山元還元としてそれぞれの資源化ルートに乗せることによりリサイクルを推進し、今後も埋立による最終処分量は見込まない。

5 廃棄物処理フロー図



※ リサイクル残渣とは、リサイクルプラザで処理不適物とされたもの。処理はセンターで焼却・破碎されている。

※ 収集運搬と中間処理量の差は、草木の収集・搬出の差(1,554t-1,349t=205t)による。

V. し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集区域の範囲

浦添市全域(米軍基地内除く)

(2) 収集運搬する一般廃棄物の量、収集の方法

市が行うし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は下記の通りとする。収集運搬については、市が許可した許可業者2者で行うものとする。

単位 : kℓ／年

廃棄物の種類	搬入量	収集回数	収集方法	搬入先
し尿	438	随時	各戸・各事業所収集方式	浦添市クリーンセンター
浄化槽汚泥	949			

2 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

施設の名称	浦添市クリーンセンター
施設の所在地	浦添市伊奈武瀬1丁目8番1号
処理形式	処理施設で希釈・処理後施設内で使用又は下水道投入
公称能力	6kℓ／日

(2) 中間処理計画

上記の施設の計画的な保守点検・補修(基幹改良等)を継続し、引き続き施設の効率的な運用を図っていくこととする。

(3) 搬入される廃棄物の量(搬入者別)

区分	廃棄物の種類	搬入量(kℓ)	処理方法
許可業者	し尿	438	処理施設で希釈・処理後施設内で使用又は下水道投入
	浄化槽汚泥	949	

3 生活排水処理施設の整備

(1) 公共下水道が整備されている区域

本市では公共下水道の整備を実施しており、下水道が整備されている区域の未接続世帯については、その解消に努める必要がある。

(2) 公共下水道が整備されていない区域

公共下水道が整備されていない区域については、単独浄化槽もしくは汲取り式トイレから合併処理浄化槽への転換を図るよう、啓発に努める。

VI. 細目について

市民に配布する「家庭ごみの正しい分け方・出し方」、事業所に配布する「事業系ごみの正しい分け方・出し方」、その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。